

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和元年6月3日

中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input checked="" type="radio"/> 知事 <input type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	愛媛県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	113-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.pref.ehime.jp/h10800/shichoshinko/gyousei/mynumber-original-usecase.html

執行機関名 愛媛県知事

知事等(教育委員会)が行う高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せてその他の給付等を実施している事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	高等学校等を退学し、再び高等学校等に入学した者に対する就学支援金法第3条第1項の高等学校等就学支援金に相当する支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		愛媛県個人番号の利用に関する条例別表第1 第2の項 高等学校等を退学し、再び高等学校等に入学した者に対する就学支援金法第3条第1項の高等学校等就学支援金に相当する支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第1条	愛媛県私立高等学校等学び直しへの支援金交付要綱第2条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって <u>教育の機会均等</u> に寄与することを目的とする。	第2条 学び直しへの支援金(以下「学び直し支援金」という。)は、この要綱に基づき学び直し支援金の支給対象となる者(以下「受給権者」という。)から委任を受けた私立高等学校等の学校設置者が、受給権者に代わって学び直し支援金の受領を行い、その有する受給権者の授業料に係る債権の弁済に充てることにより、受給権者の私立学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって <u>教育の機会均等</u> に寄与することを目的とする。

⑦独自利用事務の関連規範

愛媛県私立高等学校等学び直しへの支援金交付要綱